

文京区景観づくり審議会小委員会の意見について

1) 景観計画（素案）について

分類・No		意見概要
色彩基準	1	●根津景観形成重点地区の明度基準の上限 「根津景観形成重点地区」の外壁色の明度基準を、「明度2以上」という基準から「3以上8.5未満」としており相当踏み込んでいる。根津は黒っぽい壁面を推奨している背景なので、「8未満」としても良いのではないかな。
	2	●根津景観形成重点地区の明度基準の下限 「根津景観形成重点地区」の外壁色について、暗い色を推奨したいのであれば、自然素材（マンガン系のレンガタイル等）を使ってもよいので、明度「2以上」でも良いのではないかな。
太陽光	3	●太陽光パネルの基準 太陽光パネルの基準について、取り付ける架台がキラキラだったりするので、架台も含めた方が良いのではないかな。
緑	4	●緑の基準 ・一般基準の外構のところの3番と4番の植栽基盤と樹種選定の話は整理した方がよいのではないかな。 ・5番の樹木の保全保存の文章は前後を入れ替えて、残していこうというのを伝えた方がよいのではないかな。
公共建築物	5	●公共建築物等の景観配慮事項 ・公共建築物等について、シンボル性のあるデザインを景観計画において求めるのは慎重にすべきではないかな。 ・公共建築物等の景観配慮事項は、重要な順に変更すべきではないかな。 ・公共建築物は区として先導的にやっていくことや、歴史・文化の建物に対する尊重や継続について触れてもよいのではないかな。
公園	6	●公園等の景観配慮事項 公園等について、外周からとか周辺の道路から歩きながら見えている景観を大事にして計画整備を考えることを追加できないかな。

2) 屋外広告物景観ガイドライン（素案）について

分類・No		意見概要
立場	1	●立場に応じた指導 ・ 広告会社はオーナーから言われたものを出しているの、指導した内容をオーナーに通しづらく、反映されることが少ないのではないか。更新時に広告事業者が手続きをしておらず、オーナーも知らない場合がある。 ・ それぞれの立場に応じたメッセージのようなものが出せないか。
エリア	2	●エリア別の考え方 ・ エリア別は用途地域ではなく、文京区の景観特性にあわせて歴史文化エリアの近くに掲出するものは意識してほしいといった方が良いのではないか。色彩は特徴的な地区（文化財庭園等景観形成特定地区、根津景観形成重点地区）を取り出して基準を設けているので、屋外広告物についても、例えば拠点に限るなどのエリア分けで良いのではないか。 ・ 商業・近商をにぎわい・活気とすると、逆手に取られて設置してしまうのではないか。
大きさ	3	●デジタルサイネージの大きさ等 デジタルサイネージは設置位置（高さ）と大きさの関係を議論できないか。東京ドームに公共の歩道から目に入る場所で大画面のものが設置され動画が流れている。デジタルサイネージは東京都屋外広告物条例で示されている各種広告物の大きさでよいのか。
紙面	4	●紙面デザイン ・ 資料のデザインがもう少し余白もうまく使いながら文字も見やすいレイアウトにできないか（特に P.6～8）。内容はよくできているが、情報量を整理してビジュアル的にも写真とか図表を大きくしてもいいのではないか。 ・ 予算かけてやらないとできない話なので、それは引き続き考えてデジタルの中でアップデートするのが良いのではないか。
ガイドラインの狙い	5	●ガイドラインの狙い ・ ビルオーナーの皆様へということ追加いただいたのはすごくよい。 ・ ガイドラインの書き方として文京区側から書くというよりは、出す側（事業者側）からの視点で書いた時に、「良いデザインの方が訴求力高まり、良好な街並みを作っていく」というメリットが伝わるような書き方にしてはどうか。 ・ 以前は、広告物は目立てばよいと言われてきたが、それが地域に馴染んで、お客さんが行きたくなる、入りたくなくなるという心情とは一致しないことが国交省の資料でも明文化されている。文京区にふさわしく目立ってください、そしてお客さんを呼び込んでくださいというメッセージが伝わると良いのではないか。
表現	6	●景観配慮事項の表現 種類別配慮事項で「スカイラインを乱さない」や「窓面・壁面を隠さない」など否定的な表現になっているので、例えば「スカイラインを活かす」や「壁面・窓面を活かす」など建築自体の良さを引き出すようなポジティブな見え方となるよう工夫した方が良いのではないか。